

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の概要

生活福祉委員会資料
平成 27 年 9 月 9 日
区民生活部 税務課

※対象はいずれも23区内

	小規模住宅用地に対する 都市計画税の減額措置	小規模非住宅用地に対する 固定資産税・都市計画税の減免措置	商業地等に対する固定資産税・ 都市計画税の負担水準の上限引下げ措置
制度創設	昭和63年度	平成14年度	平成17年度
対象	・住宅用地のうち、住宅1戸当たり200㎡までの部分	【土地要件】 ・一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下のもので、そのうち200㎡までの部分 【所有者要件】 個人 ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の 法人 資本金又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互法人を除く。)	・負担水準が65%を超える土地 ※負担水準額 当該年度価格に対する前年度の課税標準額等の割合
軽減の割合等	都市計画税の1/2	固定資産税・都市計画税の2割	負担水準65%に相当する税額まで軽減
根拠法令等	・東京都都税条例第188条の27 ・東京都都税条例施行附則第20条	・東京都都税条例第134条第1項第4号 東京都都税条例第188条の30 ・小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱第3	・東京都都税条例附則第15条の2
備考	いずれの制度も単年度の事業(商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置については「負担水準を65%に相当する税額まで軽減する部分」に限る。)で、毎年度予算措置の決定を受け、条例及び要綱の改正が行われている。		